

平成 20 年 3 月 ● 日

財務省・国税庁

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」(案) に対する意見公募  
結果について

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」(案) については、平成 19 年 12 月 13 日から平成 20 年 1 月 17 日までホームページ等を通じて意見公募を行ったところ、11 通の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は次のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、御意見の全文は財務省正門東受付室内閲覧窓口において閲覧に供します。

1 御意見の受理状況

○郵便等によるもの	4 通
○FAXによるもの	1 通
<u>○インターネットによるもの</u>	<u>7 通</u>
合 計	11 通

2 御意見の概要及び御意見に対する考え方

(別紙参照)

## 「I 総則」について

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>○ 違反行為の異なるものが2以上ある場合、どのように量定を判断するのか不明確である。</p> <p>例えば、税理士業務の停止となる違反行為が複数あり、それぞれの期間の合計が12月を超える場合は、税理士業務の禁止が量定判断されるのか。</p>	<p>違反行為の種類の異なるものが2以上ある場合、それぞれについて「II 量定の考え方」に基づき量定を算定し、それらを合計したものを基本として量定を検討しますが、ご質問のように、業務の停止相当の行為が複数あり、それらの合計が12月を超える場合、税理士法上、業務の停止処分は1年以内とされているため、「I 総則」の第1に掲げる点を総合的に勘案し、1年以内の停止処分とするか禁止処分とするかを決定することとなります。</p> <p>なお、同一の種類に属する行為が複数ある場合には、それらに係る金額等を合算したところで「II 量定の考え方」に当てはめ、そこで算定される量定を基本として処分を検討することとなります。</p>
<p>○ 税理士業務の停止期間を1月単位としているが、最低でも3月以上程度とすべきである。</p>	<p>懲戒処分等の対象となる行為の性質、態様、その他個別の事情によっては短期間の業務停止が相当と考えられる場合もありうること、過去において1月又は2月の業務停止処分を行っている事例があり、過去の処分量定との権衡を図る必要もあることから、1月単位としております。</p>

## 「II 量定の考え方」の「第1 税理士に対する量定」について

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>○ 故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条《脱税相談等の禁止》の規定に違反する行為をしたときの量定について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月という最低期間を設けることなく、「1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止」としてはどうか。</li> <li>・ 不正所得金額等の多寡にかかわらず「税理士業務の禁止」とすべき。</li> </ul> <p>○ 相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条の規定に違反する行為をしたときの量定等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この規定については、納税者と税理士との問題であり、課税庁などの第三者は関与すべきでなく、設けることに反対である。</li> <li>・ 「6月以上1年以内の税理士業務の停止」とすべき。</li> </ul> <p>○ 故意と過失の量定の差が小さいのではないか。過失については人間であり又高齢者が多いということも考慮に入れたものにすべき。</p> <p>○ 法33条の2第1項又は第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたときは、虚偽記載した書面が1件でもあれば「税理士業</p>	<p>左に記載しているとおり、量定の範囲について、それぞれの行為ごとに様々な御意見をいただいておりますが、それらの御意見に対する考え方は次のとおりです。</p> <p>懲戒処分等の考え方の取りまとめに当たっては、税理士法に定められた範囲で、公平性等の観点から過去に行った懲戒処分の対象行為及びそれらに対して課した処分量定との権衡に配慮して、処分の対象となる行為ごとに標準となる量定を定めています。</p> <p>また、税理士には、税理士法において、第1条の使命をはじめ、各種義務が規定されていることなどを踏まえて、当該行為が税理士業務に関連したものであるか否か、当該行為に対して刑罰が課せられるか否か、課せられる場合の刑罰の軽重等も勘案し、違反行為相互のバランスをとることに配慮しております。</p> <p>このような方針の下、「II 量定の考え方」において、それぞれの行為について、量定の範囲を定めているものです。</p> <p>なお、いただいた御意見の中には、「I 総論」において、勘案する点として掲げているものに相当するものもありますので、それらの御意見等を</p>

- 務の禁止」とすべき。
- 本人の脱税行為には資格剥奪、脱税指南等には厳重な処分が必要である。
  - 自己脱税の場合、不正所得金額の多寡にかかわらず「税理士業務の禁止」とすべき。
  - 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れの場合の量定について、
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
    - ・ 「税理士業務の禁止又は1年間の税理士業務の停止」とすべき。
  - 調査妨害の量定について、
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
    - ・ 行為が1回でもあれば、それが意図的なものである限り、「税理士業務の禁止」とすべき。
  - 名義貸しの場合の量定について、
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
    - ・ 「戒告又は6月以内の税理士業務の停止」とすべき。
  - 業務け怠の場合の量定について、
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」とすべき。
  - その他反職業倫理的行為の量定について、
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」とすべき。
  - 法第38条《秘密を守る義務》の規定に違反したときの量定について、
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
    - ・ 「戒告」とすべき。
  - 法第41条の2《使用人等に対する監督義務》の規定に違反したときの量定について、
    - ・ 処分が甘い。
    - ・ 「戒告又は6月以内の税理士業務の停止」とすべき。
  - 法第42条《業務の制限》の規定に違反したときの量定について、
    - ・ 「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
    - ・ 「1年以内の税理士業務の停止」とすべき。
  - 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」としてはどうか。
  - 税理士には、酒類に対する規範意識を広める役割もあるから、飲酒に関して道路交通法による刑事罰が確定した場合には懲罰（業務停止命令）が必要である。

いただいているということについては、個々の事案についての処分量定を検討する際にも参考にさせていただき、懲戒処分等の適切な運用に努めてまいりたいと考えます。

<p>○ 税理士業務の停止期間について1年以内と いうものが多いが、最低2年とすべき。</p>	<p>懲戒処分等の量定は、税理士法第44条又は第48条の20に規定する範囲を限度とする必要があることから、御指摘のとおりとすることは困難です。</p>
<p>○ 「調査妨害」とは、具体的にどのような行為か。</p>	<p>例えば、税理士が関与する納税者に対する課税調査において、当該税理士が、帳簿書類の破棄・隠匿や職員に対する威嚇・脅迫等により検査を妨げ、それが、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする税理士の職責に照らして職業倫理に反すると認められるような場合が考えられます。</p>
<p>○ 「名義貸し」の定義について、例えば、「非税理士が税理士の名称を借用して税理士業務を行っている場合に、当該税理士がその名称を貸与するのみで業務に関わっていないもの、又は、関わり方に主体性がなく従属的であり結果として非税理士行為を助長させる行為をいう。」というようにはっきりさせて欲しい。</p>	<p>税理士の使命の重要性等にかんがみ、税理士法上、税理士でない者による税理士業務や税理士の名称使用などは禁止されており、税理士である者が、これらの税理士法に違反する者を直接、間接に助長する行為は、税理士としての職責に照らし職業倫理に反すると認められることから、「Ⅱ量定の考え方」においては、法第52条又は第53条の規定に違反する者に自己の名義を使用させたときを「名義貸し」と定義して信用失墜行為の一つとして懲戒処分の対象となることを明らかにしています。</p> <p>具体的にどのような場合がこれに該当するかについては、誰の判断・指示の下に業務が行われているかという点も含め、個々の事実関係に基づき判断する必要がありますので、「Ⅱ量定の考え方」において示すことは困難であると考えます。</p>
<p>○ 税理士が使用人に対し不正を命じる行為についても明記したほうがよい。</p>	<p>御指摘のような場合は、個々の事実関係に基づき、法第45条第1項の規定に該当する行為に相当するかどうかを検討することで対応できるのではないかと考えます。</p>
<p>○ 法第39条《会則を守る義務》の規定に違反したときも処分の対象とし、「戒告又は1年以内の税理士業務の停止」とすべき。</p>	<p>「Ⅱ量定の考え方」では、懲戒処分の対象となる行為のうち典型的なものを列挙し、それらについて標準的な量定の範囲を定めていますが、御指摘のような場合も含め、明記されていない行為であっても、「上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき」に該当すると認められるときは、処分の対象となります。</p>

## 「Ⅱ 量定の考え方」の「第2 税理士法人に対する量定」について

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>○ 税理士法人に対する処分について、戒告から業務停止・解散に至る前段階の処分として、「業務改善命令」「社員解任命令」等の税理士法人固有の処分を検討できないか。</p>	<p>懲戒処分等の考え方は、税理士法に定められた範囲で標準的な量定を定めるものであることから、御意見のような処分を定めることは困難であると考えます。</p>
<p>○ 懲戒処分の対象行為とは関係のない関与先</p>	<p>税理士法上、税理士法人に対しては、業務の「全</p>

<p>に影響を及ぼさない処分方法について検討が必要ではないか。</p>	<p>部又は一部」の停止を命ずることができることとなっており、御意見のような検討の必要性がある場合には、個々の事実関係に基づき、税理士法に定められた範囲で処分内容を判断することで対応できるのではないかと考えます。</p>
<p>○ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れがあった場合の量定は、「戒告又は1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止」としてはどうか。</p> <p>○ 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したときの量定は、「戒告又は1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止」としてはどうか。</p>	<p>税理士法人に対しては、現時点において、税理士法上の処分を行った例もないことから、処分の量定の範囲については、個人の税理士に対する量定の考え方と同様に、違反行為相互のバランスをとることに配慮しつつ、個人の税理士に対する懲戒処分の量定との権衡も勘案して定めているところです。</p>